

## 第2章 神奈川の子どもをとりまく現状と課題

### 1 年少人口の減少と少子化

神奈川の子どもの人口（0～17歳）は、減少傾向が続いており、2019年は約135万人で、県内人口の14.7%となっています。

合計特殊出生率は全国平均を下回り、また、男女共に晩婚化が進み、夫・妻の初婚年齢はともに30歳を超え、全国平均より高くなっています。

〔神奈川県〕 子どもの人口等・合計特殊出生率・夫と妻の初婚年齢の状況 （ ）は全国平均

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2019年 (平成31年)
県内人口	8,490千人	8,792千人	9,048千人	9,126千人	9,182千人
子どもの人口 [0～17歳] <対人口比>	1,459千人 <17.2%>	1,434千人 <16.3%>	1,433千人 <15.8%>	1,406千人 <15.4%>	1,349千人 <14.7%>
年少人口 [0～14歳] <対人口比>	1,184千人 <14.0%>	1,185千人 <13.5%>	1,188千人 <13.2%>	1,141千人 <12.6%>	1,106千人 <12.2%>
合計 特殊出生率	1.28 (1.36)	1.19 (1.26)	1.31 (1.39)	1.39 (1.45)	
夫の 初婚年齢	29.5歳 (28.8)	30.6歳 (29.8)	31.3歳 (30.5)	31.9歳 (31.1)	
妻の 初婚年齢	27.6歳 (27.0)	28.6歳 (28.0)	29.4歳 (28.8)	30.1歳 (29.4)	

（県内人口及び年少人口[0～14歳]のうち、国勢調査年次（2000年～2015年）は総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、平成31年は県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」（2019年1月1日現在）より作成。子どもの人口[0～17歳]は、県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成。合計特殊出生率及び夫と妻の初婚年齢は、厚生労働省「人口動態調査」（各年10月1日現在）より作成）

### 2 神奈川の子どもの状況

#### (1) 子どもの貧困率について

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る者の割合を「相対的貧困率」といいます。平成28年（2016年）国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、2015年の日本の子どもの相対的貧困率は13.9%です。およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしていることとなります。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）の2015年の相対的貧困率は、大人が2人以上の世帯が10.7%で、大人が1人の世帯は50.8%となり、2003年より継続して5割を超えています。

〔全国〕 貧困率の状況

	2003年 (平成15年)	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

（厚生労働省「平成28年（2016年）国民生活基礎調査」より作成）

※大人は18歳以上の者、子どもは17歳以下の者、現役世帯は世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

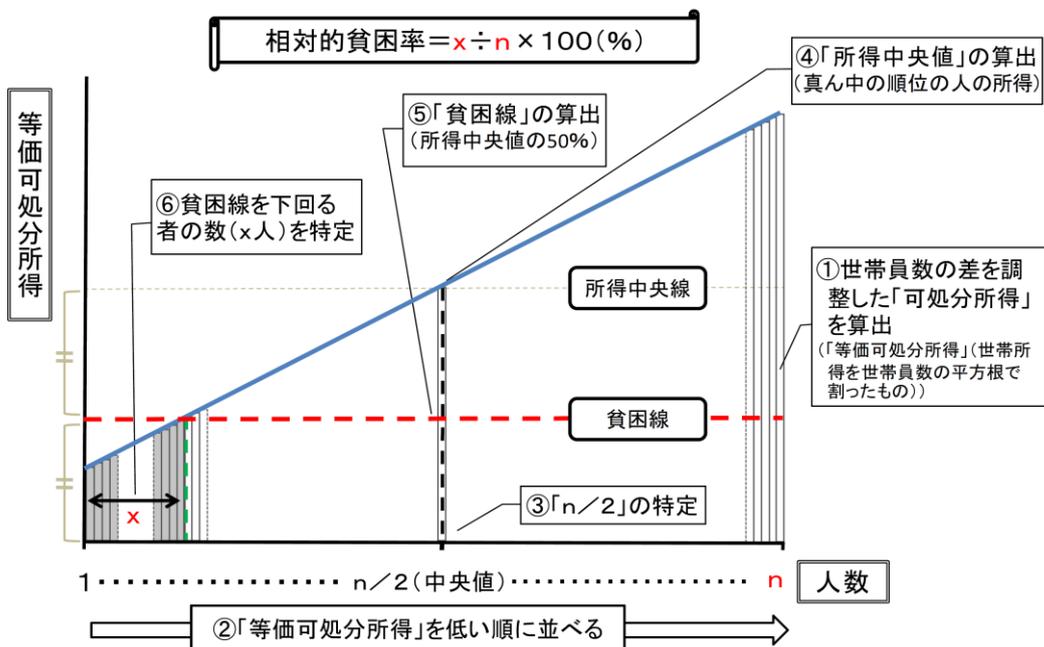
■ 子どもの貧困率について

【子どもの貧困率】

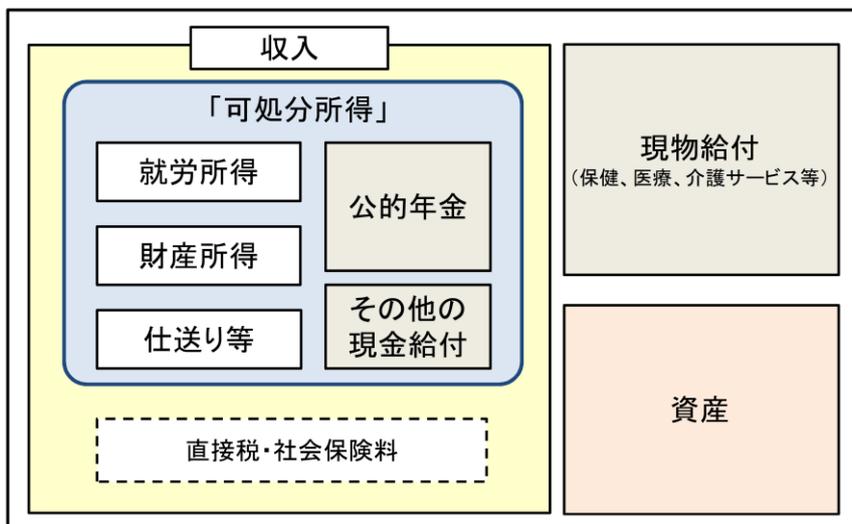
相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数として厚生労働大臣が定  
めるところにより算定した数

$$= \frac{\text{相対的に貧困の状況にある 18 歳未満の者の数}}{\text{国民生活基礎調査統計における 18 歳未満の者の総数}}$$

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



## <参考>子どもの支援者・相談者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」

2017年6月に、子どもの支援や相談などに携わる者を対象に、子どもの貧困に関する意識調査を行いました。

### 「子どもの貧困に関する意識調査」の概要

実施期間：2017年6月19日から7月31日まで

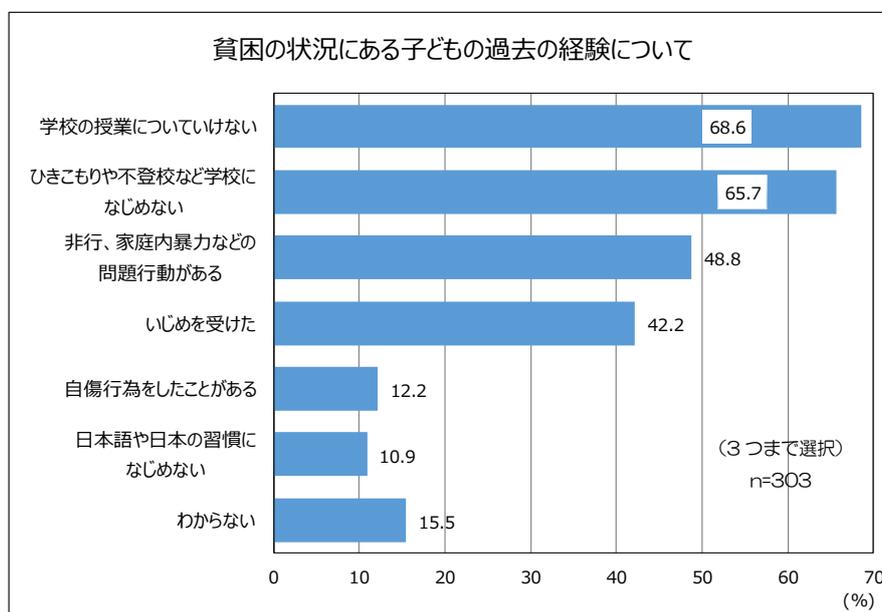
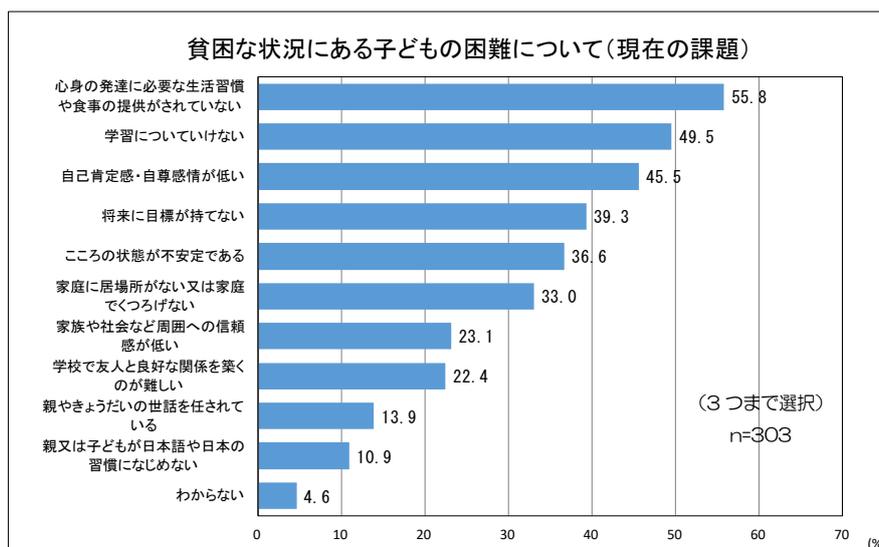
対象者：教育や福祉機関で子どもに係る支援や相談などに携わる者 約2,000名

調査方法：「e-かなネットアンケート」を利用し、インターネット上で回答

※対象者の所属する機関に対し調査の周知協力を依頼、回答は任意

回答件数：303件

子どもの支援や相談などに携わる者が、貧困の状況にある子どもの現在の課題として感じていることは、「心身の発達に必要な生活習慣や食事の提供がされていない」が55.8%となり、過去の経験として感じたことは、「学校の授業についていけない」(68.6%)、「ひきこもりや不登校など学校になじめない」(65.7%)がともに6割を超えていました。

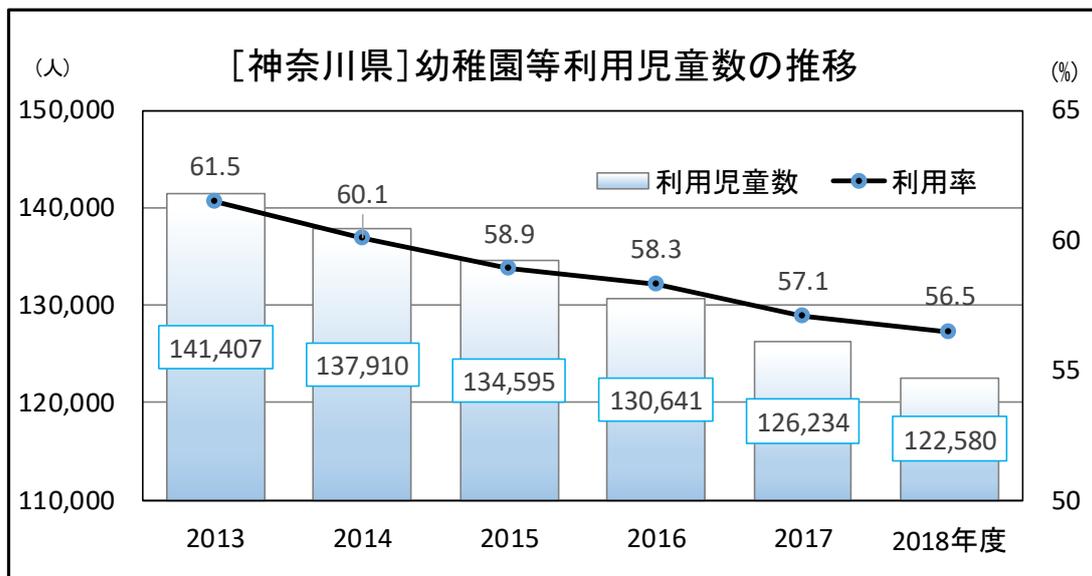


## (2) 就学などに関する状況について

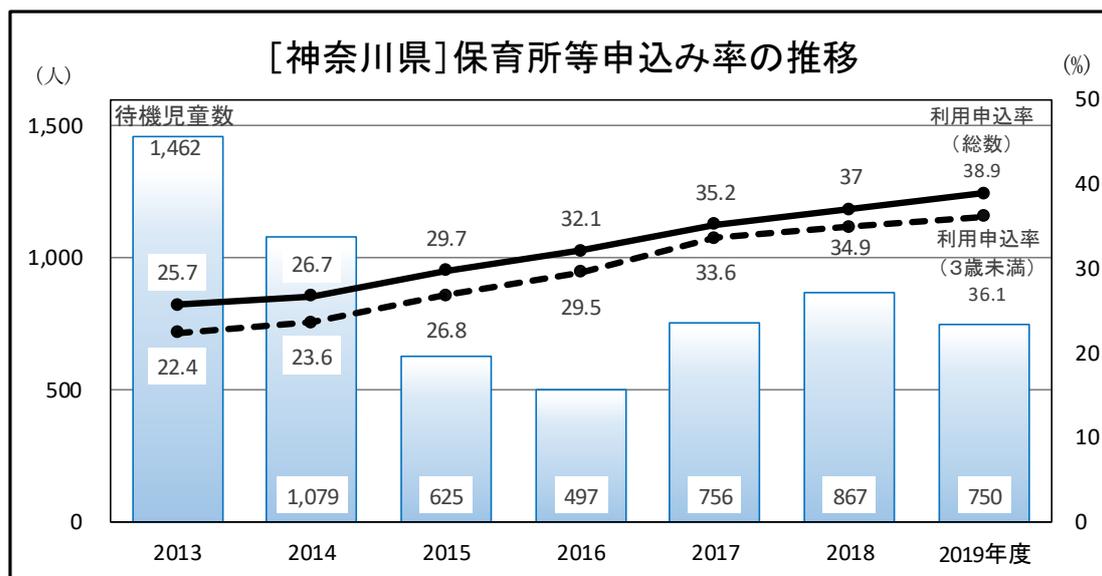
### ア 幼稚園・保育所などに関する状況

県内の幼稚園などの利用児童数は減少傾向にあり、2018年度では、122,580人で、就学前児童数に占める利用率は56.5%と、2013年の141,407人（61.5%）と比較して、年々低下しています。

一方、保育所などの利用については、2019年度に利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）が38.9%となるなど、年々増加傾向にあります。



（県教育局「神奈川県学校基本調査」、県統計センター「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成）  
 ※各年5月1日現在。2015年から幼保連携型認定こども園の1号認定の利用児童数を含む。  
 ※利用率：利用児童数／就学前児童数



（県福祉子どもみらい局「次世代育成課調べ」より作成）  
 ※利用申込率：利用申込者数／就学前児童数  
 ※各年4月1日現在。2015年から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業の利用児童数を含む。

## イ 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における2018年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.1%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率（大学等及び専修学校等に進学した者の割合）は80.2%、就職率は8.5%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ37.4%、25.9%と低く、就職率は39.8%、66.7%と高い割合となっています。

〔神奈川県〕 中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（ ）内は全国の割合

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
中学校卒業 者総数	78,931名	79,314人	78,659人	77,611人	77,128
高等学校 等進学率	98.6% (98.4%)	98.9% (98.7%)	98.9% (98.8%)	99.1% (98.8%)	99.1% (98.8%)
就職率	0.2% (0.5%)	0.2% (0.3%)	0.2% (0.3%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	64,590名	65,311人	66,400人	66,239人	66,605人
大学等 進学率	82.1% (76.4%)	81.1% (76.4%)	80.5% (76.2%)	80.5% (76.1%)	80.2% (76.1%)
就職率	8.1% (17.5%)	8.5% (17.8%)	8.6% (17.9%)	8.4% (17.8%)	8.5% (17.6%)

（文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本調査」より作成）

※高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

〔神奈川県・全国〕 生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を卒業した子ども		高等学校等を卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (2018年4月1日現在)	神奈川県	95.2%	0.9%	37.4%	39.8%
	全国	93.7%	1.5%	36.0%	46.6%
児童養護施設等の子ども (2018年5月1日現在)	神奈川県	98.2%	1.8%	25.9%	66.7%
	全国	95.8%	2.4%	30.8%	62.5%

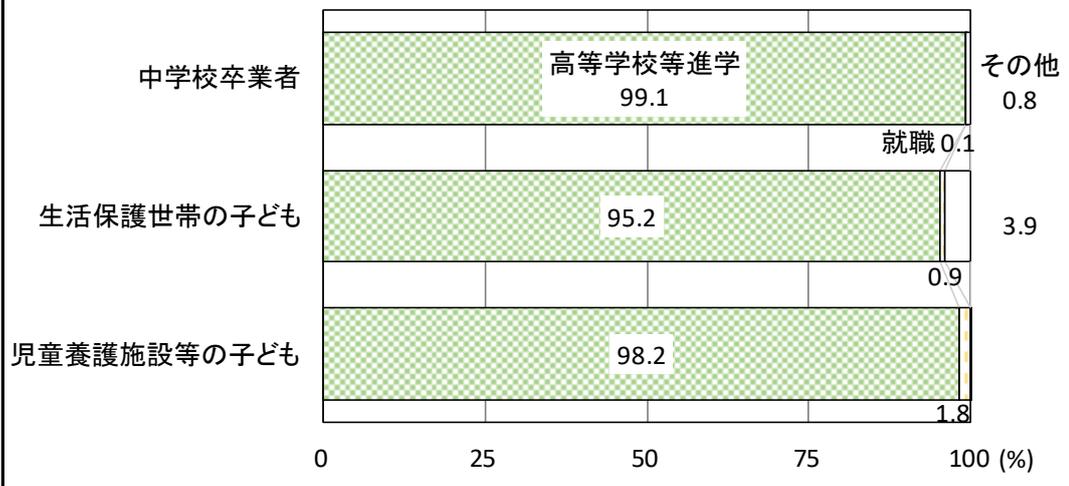
（生活保護世帯の子どもは厚生労働省「社会・援護局保護課調べ」、児童養護施設等の子どもは厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」及び厚生労働省「子ども家庭局家庭福祉課調べ」より作成）

※神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

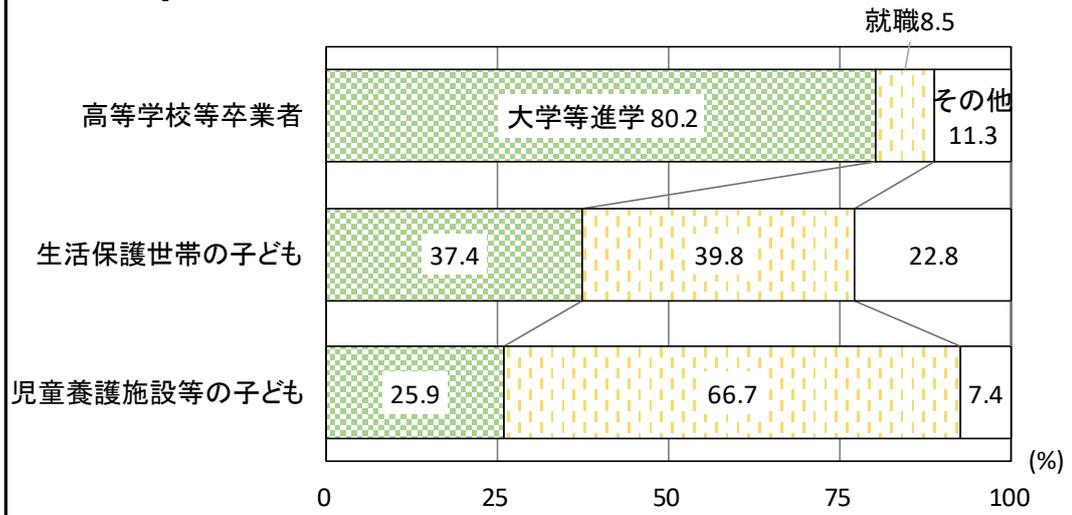
※高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

[神奈川県] 中学校卒業後の進路(2018年度)



[神奈川県] 高等学校等卒業後の進路(2018年度)



## ウ 長期欠席児童・生徒数

神奈川の長期欠席児童・生徒数は年々増加しており、2018年度には小学校で6,825人、中学校で11,544人となっています。

主な理由については、小学校・中学校ともに、不登校が最も多く（小学校3,781人、中学校9,437人）次いで、病気（小学校1,867人、中学校1,655人）となっています。

[神奈川県] 理由別長期欠席児童・生徒数の推移 ( )内は全国の人数

### ○小学校

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
理由	病気	1,432人 (18,981人)	1,438人 (19,946人)	1,621人 (20,325人)	1,597人 (21,480人)	1,867人 (23,340人)
	経済的 理由	2人 (16人)	4人 (18人)	0人 (12人)	2人 (9人)	1人 (15人)
	不登校	2,467人 (25,864人)	2,350人 (27,583人)	2,802人 (30,448人)	3,255人 (35,032人)	3,781人 (44,841人)
	その他	933人 (13,001人)	1,408人 (15,544人)	1,057人 (16,308人)	953人 (15,997人)	1,176人 (15,837人)
合計		4,834人 (57,862人)	5,200人 (63,091人)	5,480人 (67,093人)	5,807人 (72,518人)	6,825人 (84,033人)

### ○中学校

		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
理由	病気	1,104人 (18,789人)	1,422人 (21,118人)	1,574人 (22,488人)	1,538人 (23,882人)	1,655人 (26,284人)
	経済的 理由	6人 (39人)	17人 (31人)	3人 (17人)	4人 (18人)	1人 (9人)
	不登校	7,273人 (96,786人)	6,943人 (98,408人)	8,071人 (103,235人)	8,983人 (108,999人)	9,437人 (119,687人)
	その他	498人 (11,236人)	921人 (12,250人)	685人 (13,460人)	393人 (11,623人)	451人 (10,026人)
合計		8,881人 (126,850人)	9,303人 (131,807人)	10,333人 (139,200人)	10,918人 (144,522人)	11,544人 (156,006人)

(2014年度は文部科学省「学校基本調査」及び県教育局「神奈川県学校基本調査」、2015年度は文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、2016年度以降は文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成)

### (3) 支援を必要とする子どもの状況について

#### ア 生活保護世帯における子どもの数

神奈川の生活保護を受給している実人数は、2015 年度から減少傾向にあり、その世帯の子ども（0～17 歳）についても、2017 年度は 18,123 人で、同様の傾向になっています。

〔神奈川県〕 被保護実人員の状況

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)
保護率	神奈川県	1.73%	1.74%	1.72%	1.71%
	全国	1.70%	1.71%	1.69%	1.68%
実人数(県)		155,555 人	156,074 人	155,179 人	154,786 人
年齢別	0～5 歳	4,161 人	4,069 人	3,656 人	3,430 人
	6～11 歳	7,438 人	7,082 人	6,663 人	6,194 人
	12～14 歳	4,734 人	4,647 人	4,465 人	4,148 人
	15～17 歳	4,967 人	4,783 人	4,481 人	4,351 人
	合計	21,300 人	20,581 人	19,265 人	18,123 人

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

※保護率は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計(概算値)」で除した割合(年度末の割合)。

※実人数(県)は、各年度は 7 月 31 日現在の人数。

生活保護世帯における母子世帯の数は、減少傾向にあります。母子世帯の就労率は高く、5割以上が就労しています。

〔神奈川県〕 生活保護世帯である母子世帯の状況

	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年度)
生活保護世帯である 母子世帯数	9,074 世帯	8,848 世帯	8,372 世帯	7,788 世帯
うち、就労世帯数 (就労率)	5,020 世帯 (55.3%)	4,983 世帯 (56.3%)	4,761 世帯 (56.9%)	4,367 世帯 (56.1%)

(県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

## イ 児童相談所における児童虐待相談対応件数

児童相談所が相談を受けて対応した児童虐待の件数は年々増加し続けており、2018年度は、17,272件です。

児童虐待は、主に「身体的虐待」、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」に分類され、近年の傾向として、子どもの面前での配偶者間暴力（DV）による「心理的虐待」を理由とした警察からの通告による相談が年々増加しており、2017年度からは、5割を超えています。

子どもの安全を図る必要がある場合や保護者による適切な養護が受けられない場合は、子どもを児童養護施設などへ入所措置する場合があります。

〔神奈川県〕 児童虐待相談対応件数の推移（内容別）

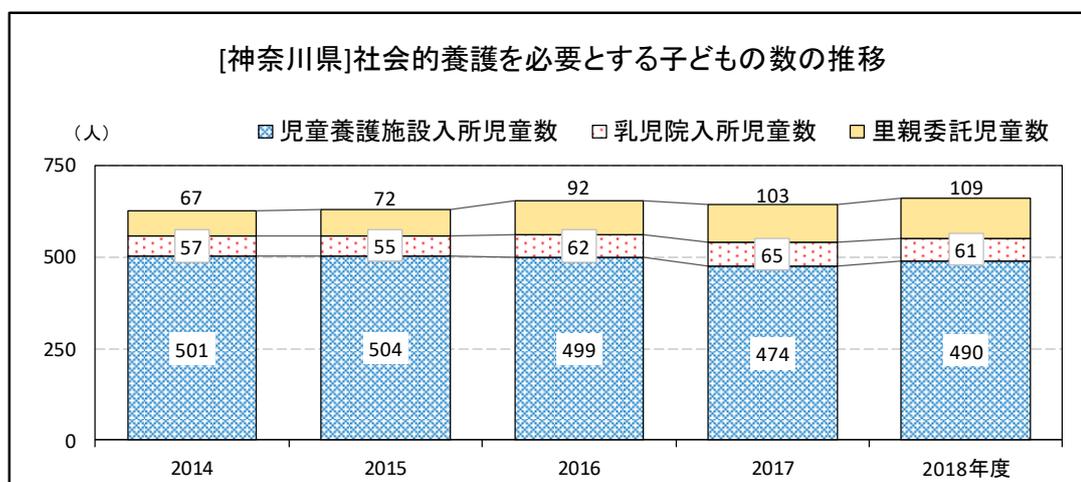
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
身体的虐待	2,774件 (27.2%)	2,916件 (25.1%)	3,018件 (24.7%)	3,293件 (23.6%)	3,697件 (21.4%)
保護の怠慢 ないし拒否	2,436件 (23.9%)	3,077件 (26.5%)	3,099件 (25.4%)	3,165件 (22.7%)	3,420件 (19.8%)
心理的虐待	4,833件 (47.4%)	5,455件 (47.0%)	5,923件 (48.6%)	7,334件 (52.7%)	9,948件 (57.6%)
性的虐待	147件 (1.4%)	147件 (1.3%)	154件 (1.3%)	136件 (0.98%)	207件 (1.2%)
合計	10,190件 (100%)	11,595件 (100%)	12,194件 (100%)	13,928件 (100%)	17,272件 (100%)

(県福祉子どもみらい局「子ども家庭課調べ」より作成)

※児童虐待相談対応件数には、政令市・中核市分を含む。

## ウ 社会的養護を必要とする子どもの数

社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後とほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親委託（里親・ファミリーホームで養育される子どもの数）は、増加傾向にあります。

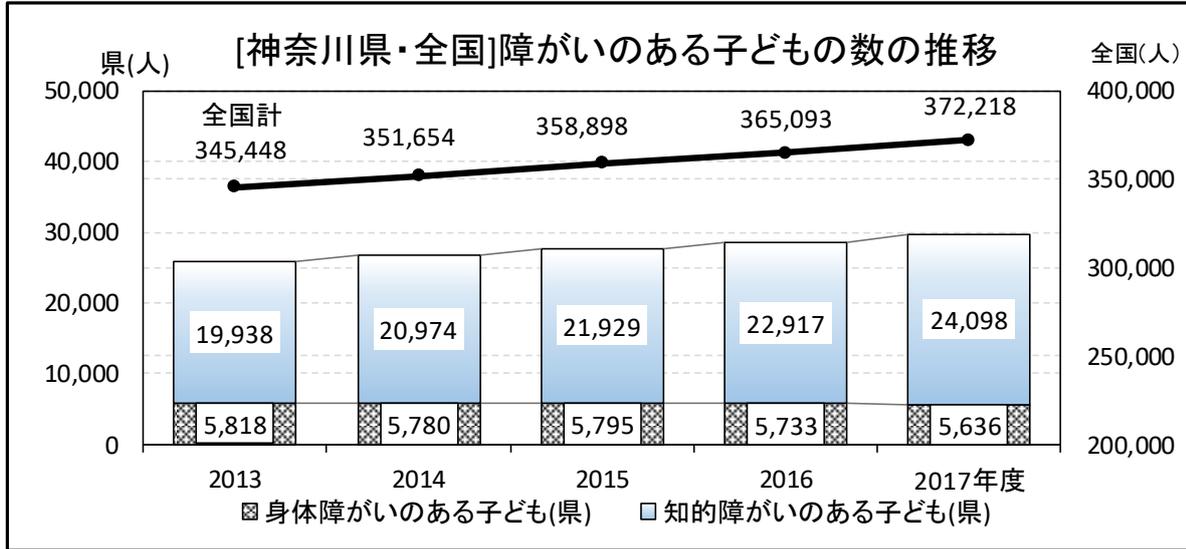


(県福祉子どもみらい局「子ども家庭課調べ」より作成)

※各年度末現在。政令・中核市は含まない。

～様々な状況にある子どもたち～

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもや、在留外国人（中長期在留者及び特別永住者）の子どもなど、支援を必要とする子どもの数は、増加傾向にあります。



（厚生労働省「福祉行政報告例」より作成）

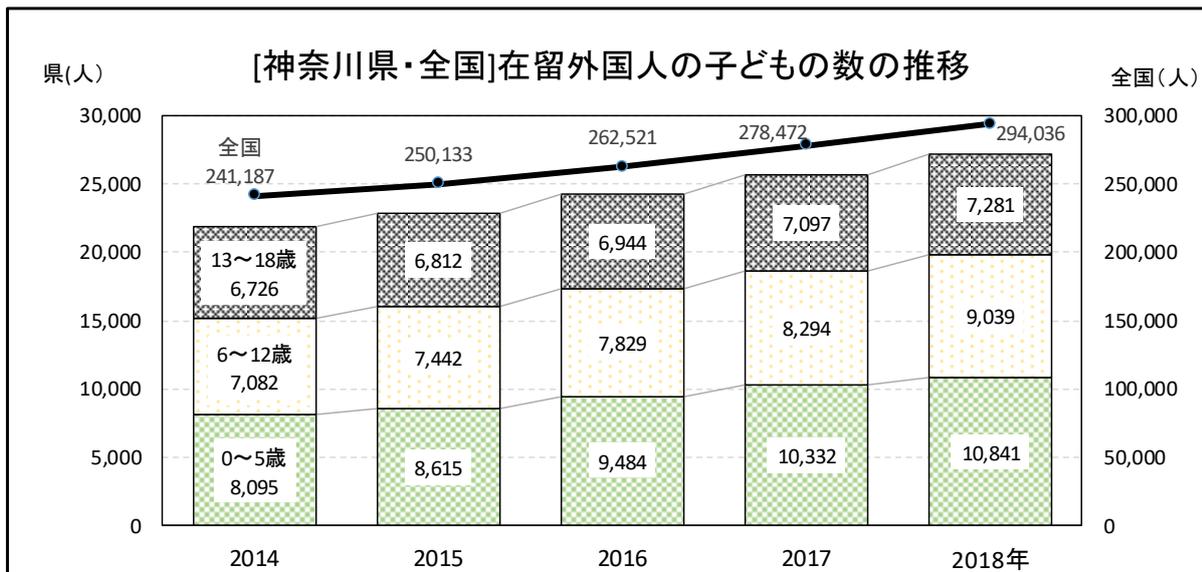
※各年度末現在

※身体障がいのある子ども：身体障害者手帳交付台帳登録数（18歳未満）

知的障がいのある子ども：療育手帳交付台帳登録数（18歳未満）

精神障がいのある子どもについては、年齢等に関するデータが不足しているため記載していない。

※全国（計）：身体障がいと知的障がいのある子どもの合計



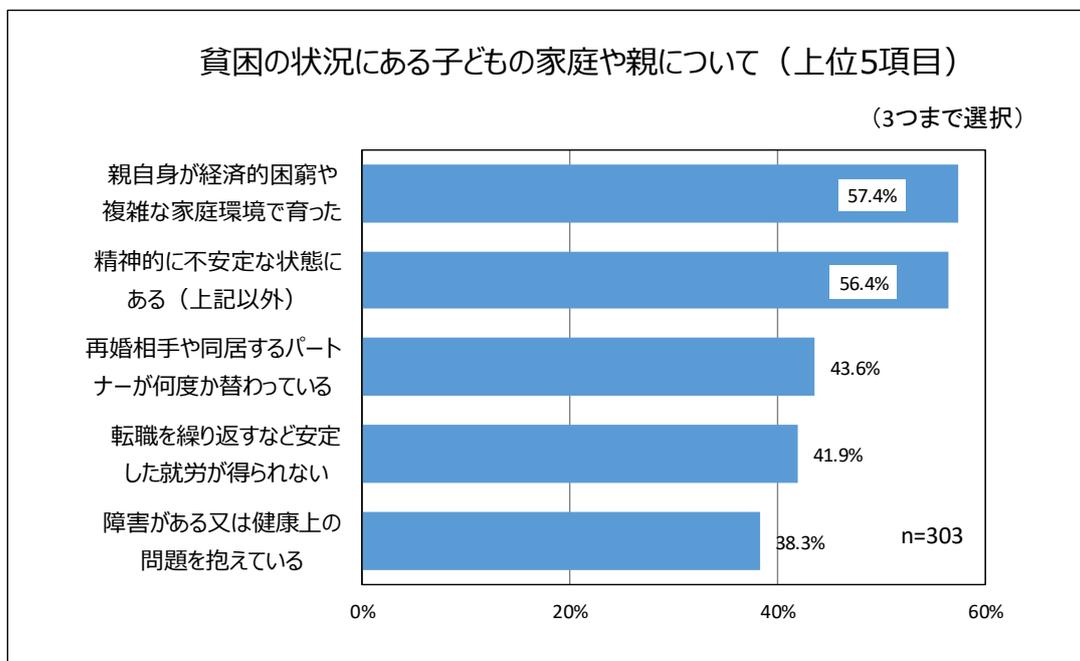
（法務省「在留外国人統計」より作成）

※各年6月末現在の人数

### 3 子どものいる家庭をとりまく状況

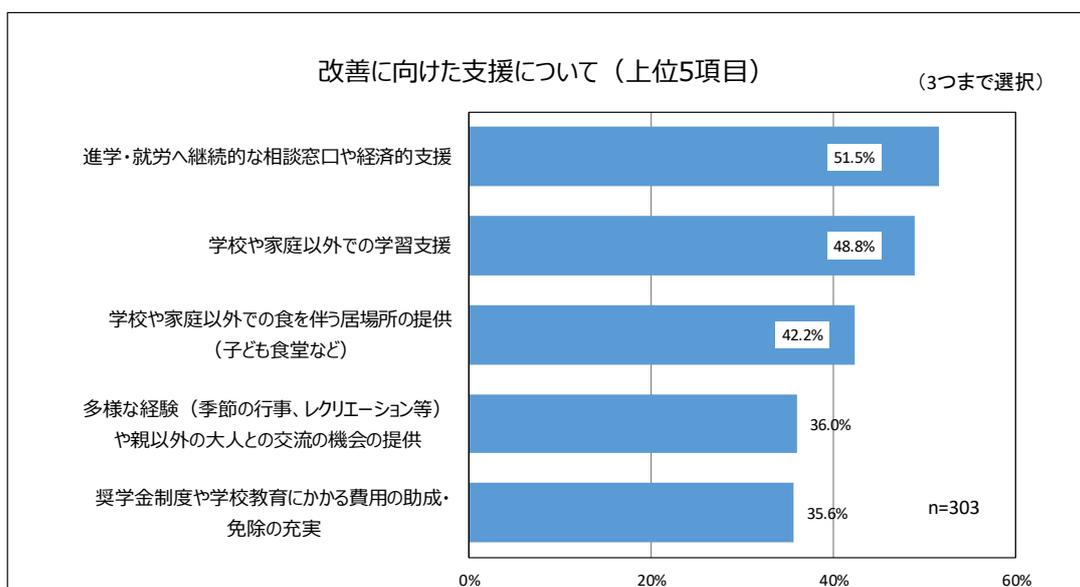
#### (1) 貧困の状況にある子どもの家庭の状況

子どもの支援や相談などに携わる者を対象とした「子どもの貧困に関する意識調査」（6ページ参照）からは、貧困の状況にある子どもの家庭は、親の育成歴や不安定な状況など、様々な困難を抱えていることが伺えます。



（「子どもの貧困に関する意識調査」より一部抜粋）

また、貧困の状況にある子どもの現状を改善するためには、「進学・就労へ継続的な相談窓口や経済的支援」（51.5%）のほか、「学校や家庭以外での学習支援」（48.8%）など居場所の提供を望む意見が多く見られました。



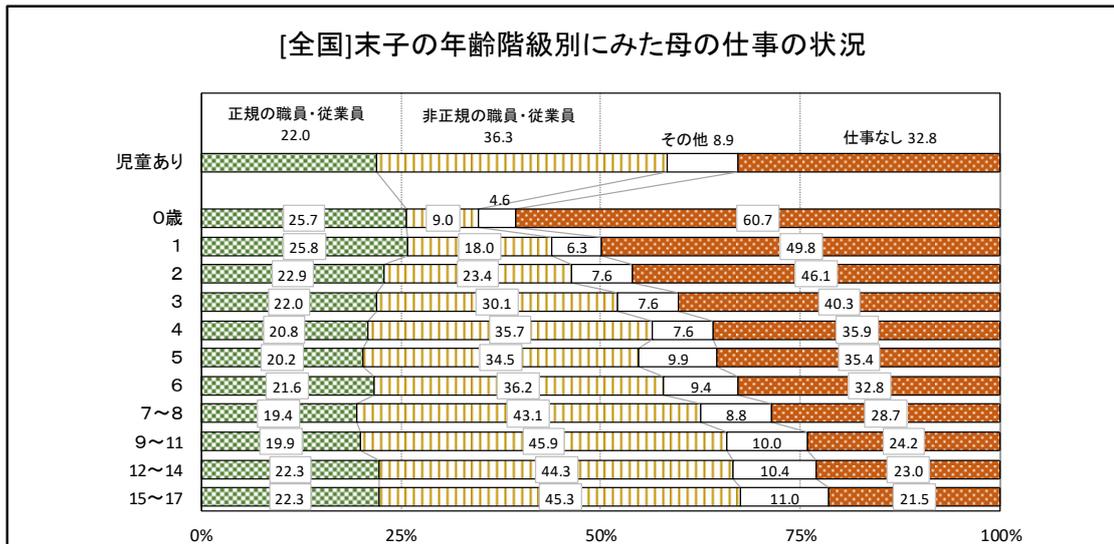
（「子どもの貧困に関する意識調査」より一部抜粋）

## (2) 子どものいる世帯の状況

### ア 児童のいる世帯における母の仕事の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（22.0%）、「非正規の職員・従業員」（36.3%）、「その他」※（8.9%）を合わせた仕事がある者は、67.2%となっています。

また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。



（厚生労働省「平成28年（2016年）国民生活基礎調査」より作成）

※「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。熊本県を除いたものである。

### [全国] 雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差

	男性			女性			
	正社員・正職員 〈月額・千円〉	正社員・正職員以外 〈月額・千円〉	( )	正社員・正職員 〈月額・千円〉	正社員・正職員以外 〈月額・千円〉	( )	
20～24歳	215.2	188.5	(88)	210.9	(98)	176.9	(82)
25～29歳	251.9	206.3	(82)	236.3	(94)	191.3	(76)
30～34歳	295.4	220.2	(75)	254.8	(86)	192.3	(65)
35～39歳	332.2	229.3	(69)	268.6	(81)	192.6	(58)
40～44歳	366.6	230.7	(63)	283.4	(77)	191.5	(52)
45～49歳	405.2	234.4	(58)	293.4	(72)	192.4	(47)
50～54歳	439.9	237.2	(54)	300.3	(68)	187.3	(43)
55～59歳	437.2	239.8	(55)	300.0	(69)	184.1	(42)
60～64歳	336.5	258.8	(77)	261.1	(78)	186.9	(56)
65～69歳	296.1	220.9	(75)	246.1	(83)	176.0	(59)
年齢計	351.1	232.5	(66)	265.3	(76)	187.9	(54)
平均年齢	42.7歳	50.8歳		40.1歳		46.0歳	
勤続年数	14.2年	10.0年		10.4年		7.5年	

（厚生労働省「平成30年（2018年）賃金構造基本統計調査」より作成）

※（ ）内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値。

## イ 児童のいる世帯と母子世帯の1世帯あたり平均稼働所得など

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は646.7万円ですが、母子世帯はその約3割(213.9万円)です。また、学習費は、世帯の年間収入の多寡に比例している傾向があります。

[全国] 平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況

	稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
		有 (平均)	80.3% 1031.5万円	有 (平均)	29.3% 430.1万円
全世帯	403.3万円	無	14.9%	無	62.3%
児童のいる世帯	646.7万円	有 (平均)	82.0% 679.9万円	有 (平均)	53.5% 947.6万円
		無	14.6%	無	41.5%
母子世帯	213.9万円	有 (平均)	59.6% 327.3万円	有 (平均)	28.1% 184.1万円
		無	37.6%	無	64.8%

(厚生労働省「平成28年(2016年)国民生活基礎調査の概況」より作成)

※不詳は表示していないため、合計が100%にならない。

※「児童」とは、18歳未満の未婚の者。

※「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯。

※稼働所得は2015年1月1日から12月31日までの1年間の所得、貯蓄・借入金とは、2016年6月末日の現在高及び残高。

※熊本県を除いたものである。

[全国] 平均年収別の学習費支出の状況

		平均年収			
		400万円未満	400万円～ 599万円	600万円～ 799万円	800万円以上
公立幼稚園	構成比	24.6%	39.2%	25.2%	11.0%
	平均額	200千円	215千円	247千円	280千円以上
公立小学校	構成比	15.8%	29.5%	26.5%	28.3%
	平均額	233千円	266千円	313千円	371千円以上
公立中学校	構成比	15.4%	24.8%	26.3%	33.6%
	平均額	393千円	434千円	489千円	512千円以上
公立高等学校	構成比	19.2%	25.6%	26.6%	28.6%
	平均額	350千円	396千円	464千円	524千円以上

(文部科学省「平成28年度(2016年度)子供の学習費調査」より作成)

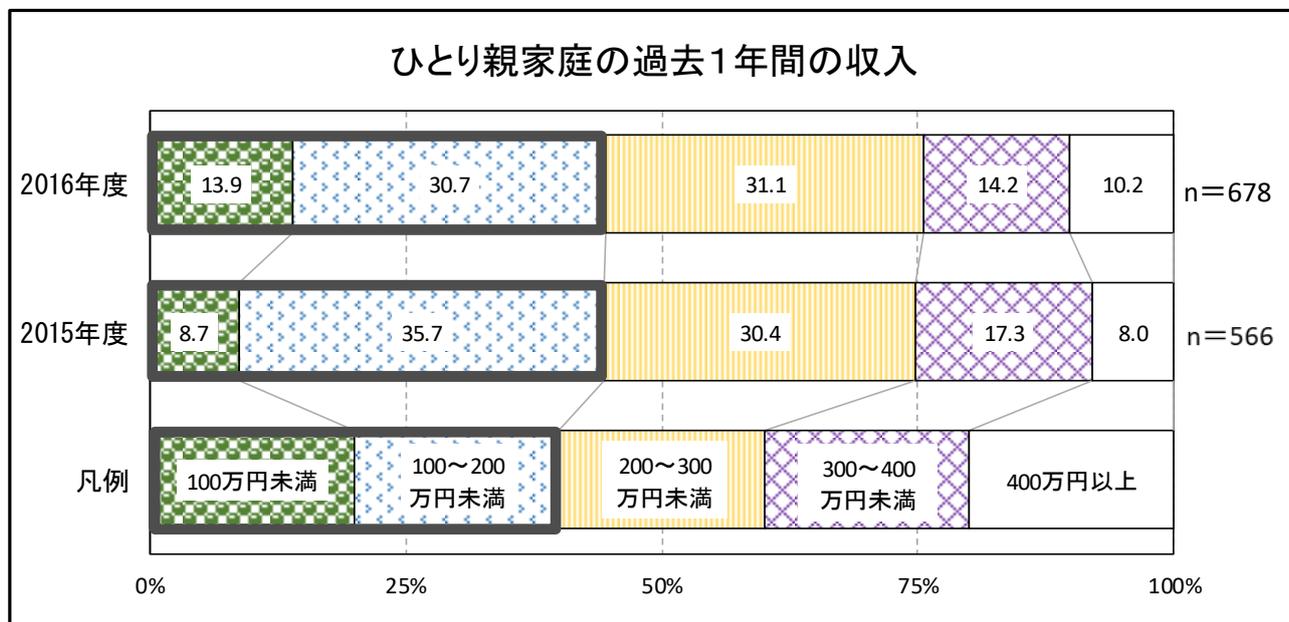
<参考>神奈川県ひとり親家庭アンケート結果より

県では、2015年度、2016年度に、生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の現状やニーズを把握するため、主にひとり親家庭に支給している「児童扶養手当」の受給者を対象としたアンケート調査を実施しました。

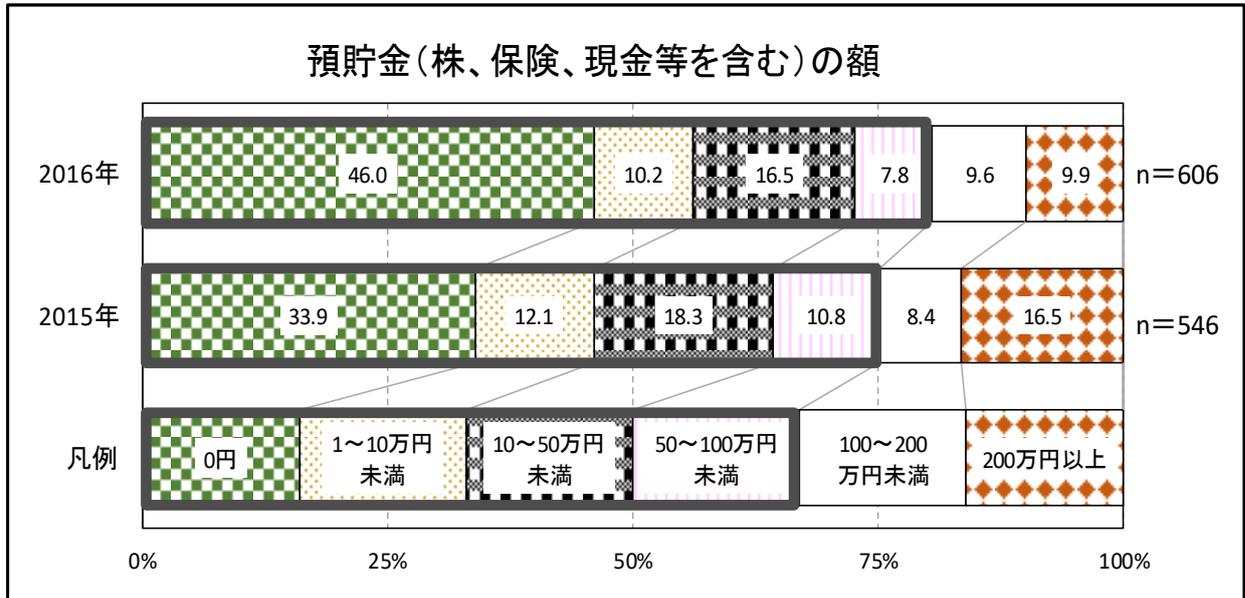
(調査の概要)

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）
実施期間	2015年8月3日～8月31日	2016年8月1日～8月31日
対象者	県内の児童扶養手当受給資格者 (2015年3月末現在61,990人)	県内の児童扶養手当受給資格者 (2016年3月末現在61,740人)
回答方法	スマートフォンまたはパソコンなどによりインターネットからアンケート記入サイトなどにて回答	同左
有効回答数	651件	840件

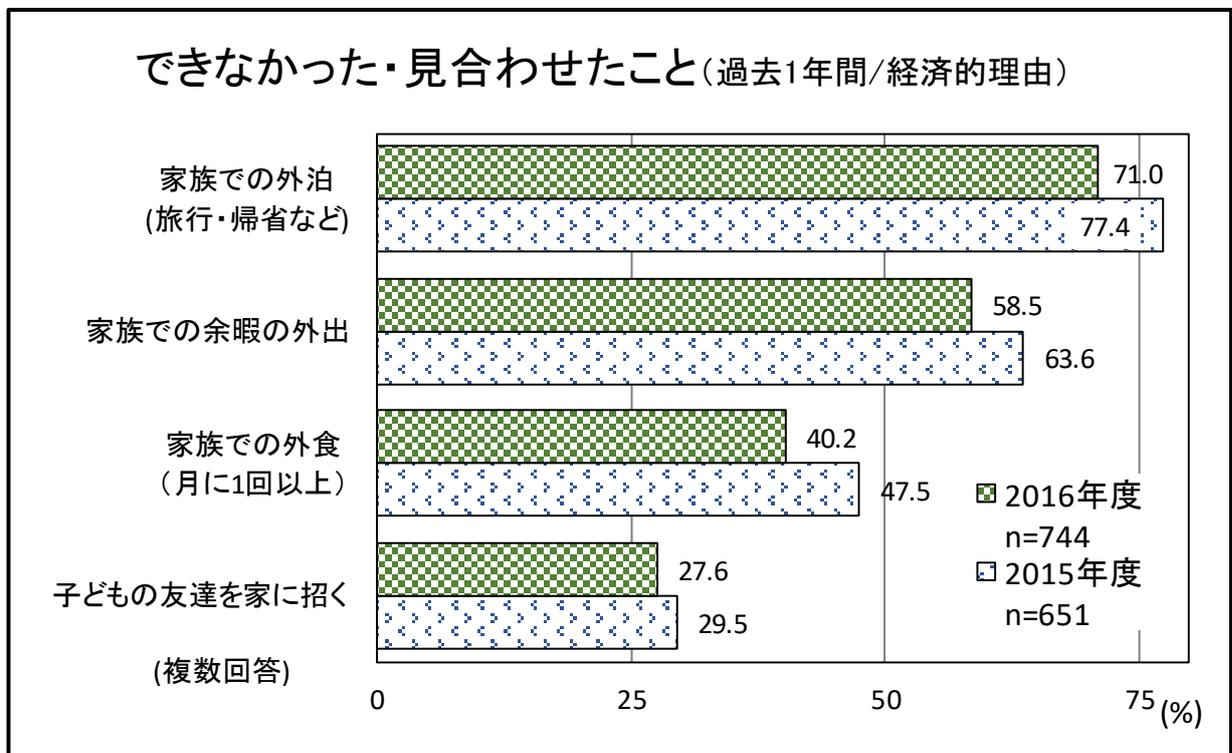
ひとり親家庭の過去1年間の家族全体の収入が200万円未満は、2015年が44.4%、2016年は44.6%と4割を超えました。



預貯金（株、保険、現金等を含む。）の額については、2016年では預貯金が無い（「0円」）が、46.0%となり、100万円未満の者を合わせると8割を占めています。



過去1年間に経済的理由のために「できなかったことや見合わせたこと」について尋ねたところ、「家族での外泊（旅行・帰省など）」や「家族での余暇の外出」が、ともに5割を大きく上回っています。



## ウ ひとり親世帯数

2015年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は44,040世帯で、一般世帯数3,965,190世帯の1.1%となっており、2010年調査に比べ372世帯(0.8%)減少しています。また、父子世帯数は5,680世帯で、一般世帯数の0.1%となっており、2010年調査と比べ867世帯(13.2%)減少しています。

[神奈川県] 母子世帯と父子世帯の状況

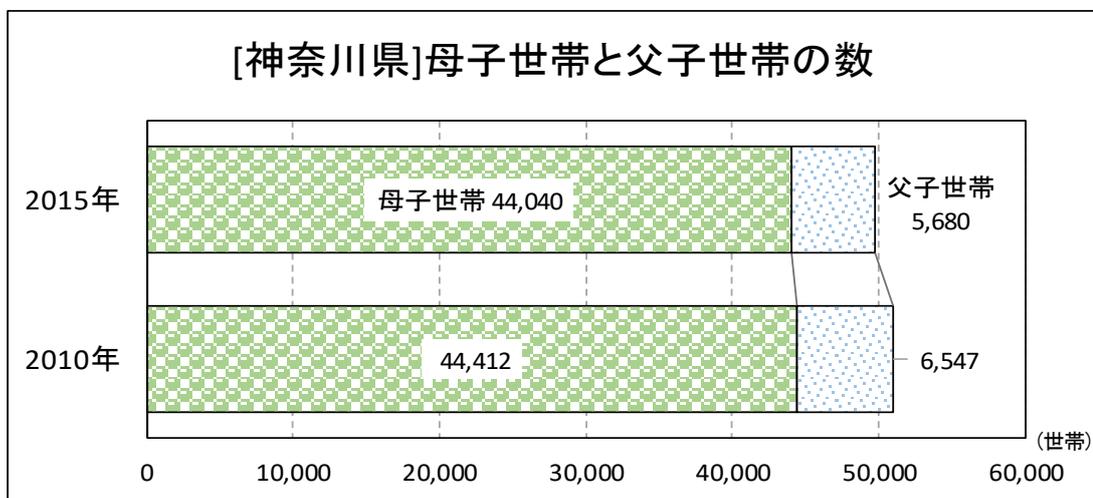
区分		2010年 (平成22年)(A)	2015年 (平成27年)(B)	増減 (B-A)/A*100	
一般世帯		3,830,111	3,965,190	3.5%	
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	44,412 (1.2%)	44,040 (1.1%)	△0.8%	
	配偶関係	未婚	5,114	7,512	46.9%
		死別	3,795	3,497	△7.9%
		離別	35,503	33,031	△7.0%
父子世帯	総数 (対一般世帯構成比)	6,547 (0.2%)	5,680 (0.1%)	△13.2%	
	配偶関係	未婚	324	338	4.3%
		死別	1,339	1,372	2.5%
		離別	4,884	3,970	△18.7%

(総務省「平成27年(2015年)国勢調査世帯構造等基本集計」より作成)

※「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯。

※「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯。

※「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯。



## エ ひとり親世帯数の将来推計

国の人口推計によると、ひとり親と子から成る世帯（子どもが20歳以上の世帯を含む。）の今後の増加率は、神奈川県は東京に次いで2番目に高く、2015年からの10年間で約13%増加すると予想されています。

### 都道府県別 ひとり親と子から成る世帯の推計

都道府県	世帯数（1,000世帯）			増加率(%) (B-A)/A*100
	2015年(A)	2020年	2025年(B)	2015年→2025年
全 国	4,770	5,020	5,137	7.7
北海道	228	234	234	2.6
青森県	58	58	57	△ 1.7
岩手県	49	50	50	2.0
宮城県	84	88	90	7.1
秋田県	39	39	38	△ 2.6
山形県	36	37	37	2.8
福島県	71	73	73	2.8
茨城県	103	107	109	5.8
栃木県	70	73	74	5.7
群馬県	72	75	76	5.6
埼玉県	268	289	302	12.7
千葉県	224	240	250	11.6
東京都	506	549	580	14.6
<b>神奈川県</b>	<b>330</b>	<b>357</b>	<b>373</b>	<b>13.0</b>
新潟県	79	82	82	3.8
富山県	35	37	37	5.7
石川県	38	40	41	7.9
福井県	24	25	25	4.2
山梨県	31	32	32	3.2
長野県	71	74	75	5.6
岐阜県	64	67	68	6.3
静岡県	129	136	138	7.0
愛知県	248	267	279	12.5
三重県	60	62	63	5.0
滋賀県	43	46	48	11.6
京都府	101	106	108	6.9
大阪府	381	401	408	7.1
兵庫県	211	221	225	6.6
奈良県	51	52	52	2.0
和歌山県	40	40	39	△ 2.5
鳥取県	22	23	23	4.5
島根県	24	24	24	0.0
岡山県	67	70	72	7.5
広島県	105	110	112	6.7
山口県	56	57	56	0.0
徳島県	28	29	28	0.0
香川県	36	37	37	2.8
愛媛県	57	58	57	0.0
高知県	34	34	33	△ 2.9
福岡県	210	222	228	8.6
佐賀県	31	32	32	3.2
長崎県	57	58	57	0.0
熊本県	69	71	72	4.3
大分県	44	45	45	2.3
宮崎県	46	47	47	2.2
鹿児島県	69	70	69	0.0
沖縄県	71	77	80	12.7

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019年4月推計」より作成）

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※この表の「ひとり親世帯」には、子どもが20歳以上の世帯を含む。

#### 4 子どもの貧困に係る県民の意識

2019年7月から8月まで、子どもの貧困に係る県民の意識を把握するため、県民ニーズ調査の課題調査を行いました。

(2019年県民ニーズ調査の概要)

実施期間：2019年7月19日から8月13日まで

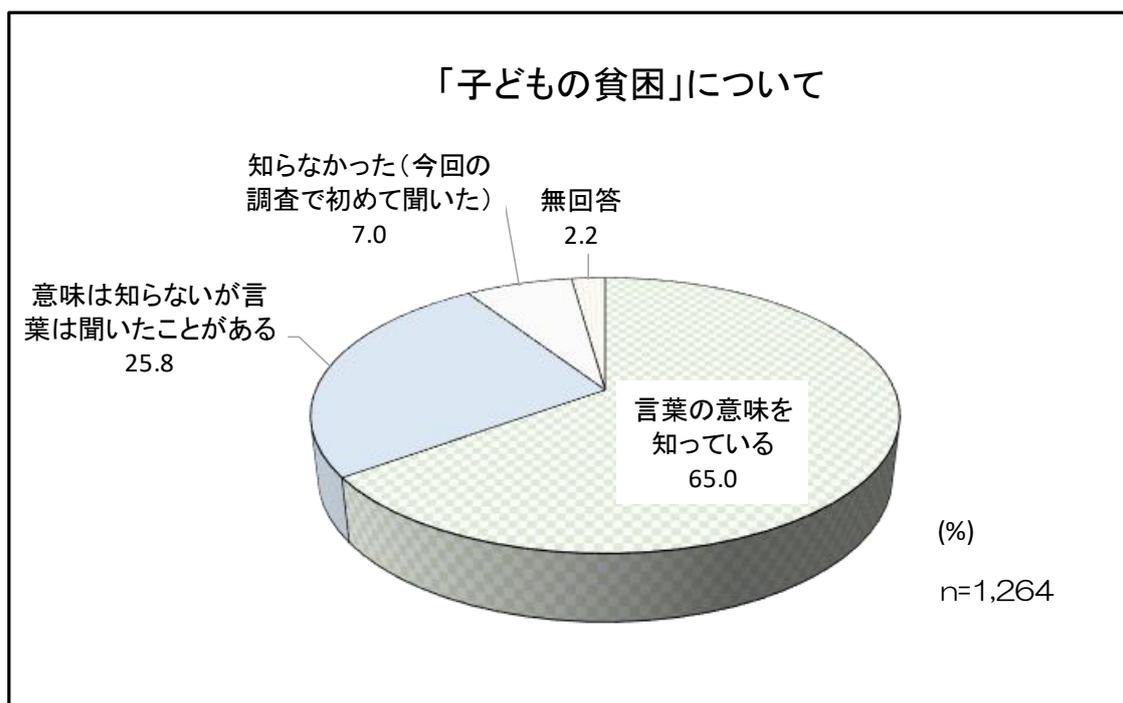
対象者：県内人口をもとに地域ごとに人数を決め、各市町村の住民基本台帳から、3,000人を無作為抽出して、対象者を決定

調査方法：郵送による回答、またはインターネット上で回答

回答件数：1,264件（「子どもの貧困対策」問47～問53）

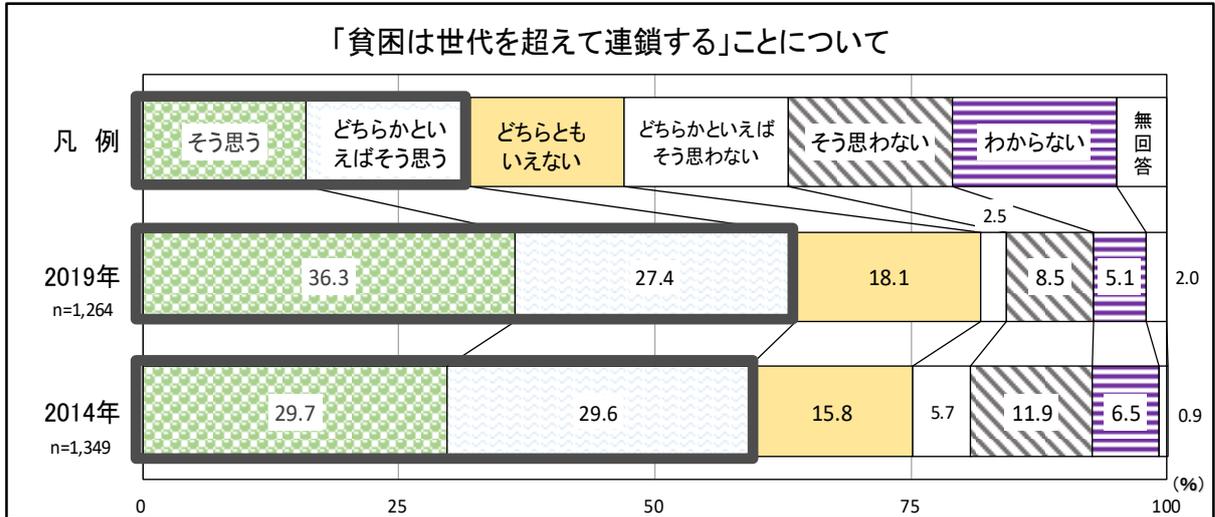
##### (1) 子どもの貧困に対する認識

調査によると、「子どもの貧困」について「言葉の意味を知っている」と答えた者は65.0%、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」は25.8%となり、「子どもの貧困」という言葉を知らない者は1割に満たない結果となりました。

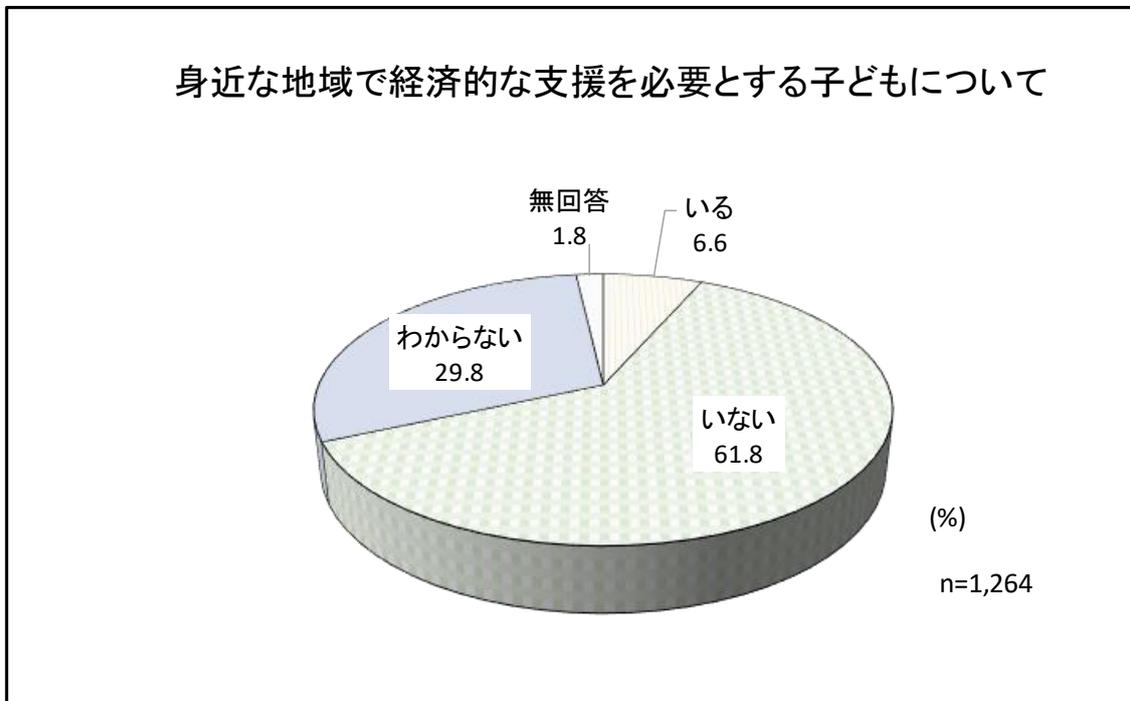


貧困が世代を超えて連鎖することについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」は63.7%で、2014年の59.3%（※）より増加しています。

※2014年にも県民ニーズ調査として、子どもの貧困に係る調査を実施。

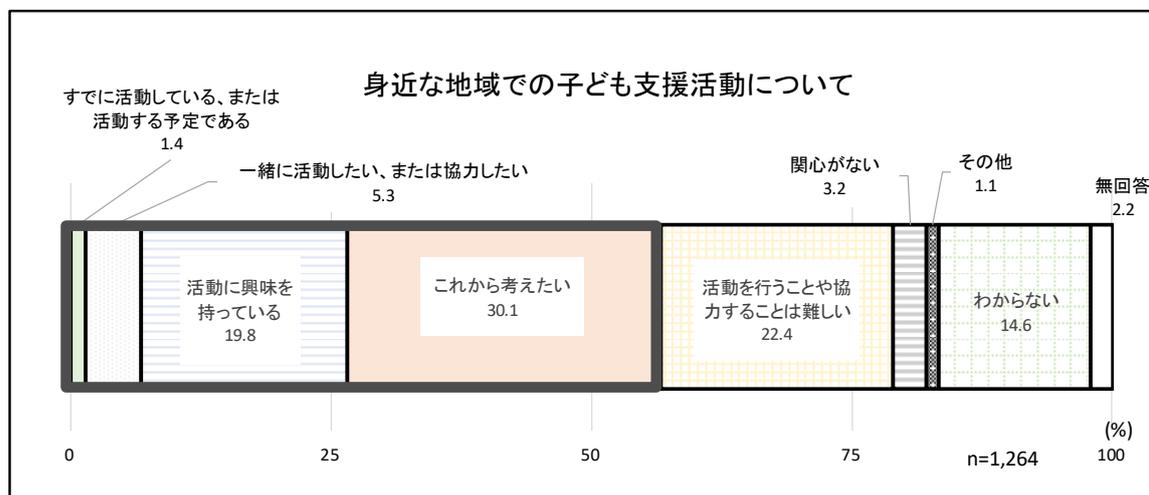


しかし、身近な地域に「経済的な支援を必要とする子ども」が「いる」と答えた者は6.6%とわずかでした。



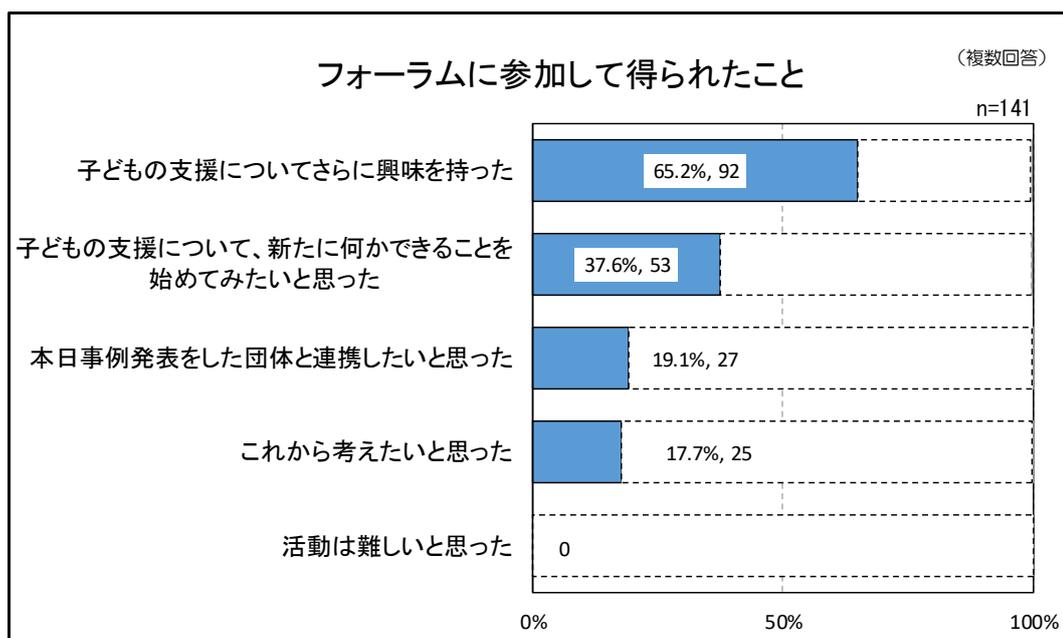
## (2) 身近な地域での子ども支援の拡がり

2019年県民ニーズ調査によると、子ども支援活動について、「一緒に活動したい、または協力したい」（5.3%）、「活動に興味を持っている」（19.8%）、「これから考えたい」（30.1%）など、肯定的に考える者は5割を超えています。



子どもの貧困の理解を深める県主催の「子ども支援フォーラム」の参加者アンケートでは、「子どもの支援についてさらに興味を持った」と答えた者は6割を超えています。

また、「子どもの支援について、新たに何かできることを始めてみたい」と答えた者についても4割近くおり、子どもの支援活動に興味・関心を持つだけでなく、実際に始めてみたいと思う者も一定数以上いることが分かります。



(県福祉子どもみらい局「令和元年度子ども支援フォーラムアンケート結果」より作成)

## コラム ～地域の子どもの居場所の拡がり～

「子ども食堂」の全国的な広がりを受け、2019年（令和元年）6月に、NPO法人全国子ども食堂支援センター「むすびえ」が、子ども食堂の数や小学校区に対する充足率を発表しました。

同法人のプレスリリース資料によると、神奈川の子ども食堂の数は、東京都（488箇所）、大阪府（336箇所）に次いで、全国で3番目の253箇所とされており、小学校区に対する充足率は28.5%で、全国で8番目です。また、2018年に比べ、子ども食堂の数は84箇所増加しています。

1都3県	子ども食堂数		増加数	増加率 (%)	充足率 (%)	充足率順位	充足率増加 (ポイント)
	2019年	2018年					
東京都	488	335	153	45.7	36.6	3	11.4
<b>神奈川県</b>	<b>253</b>	<b>169</b>	<b>84</b>	<b>49.7</b>	<b>28.5</b>	<b>8</b>	<b>9.5</b>
埼玉県	173	83	90	108.4	21.2	12	11.0
千葉県	99	62	37	59.7	12.3	27	4.6

（NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ「プレスリリース資料」より作成）

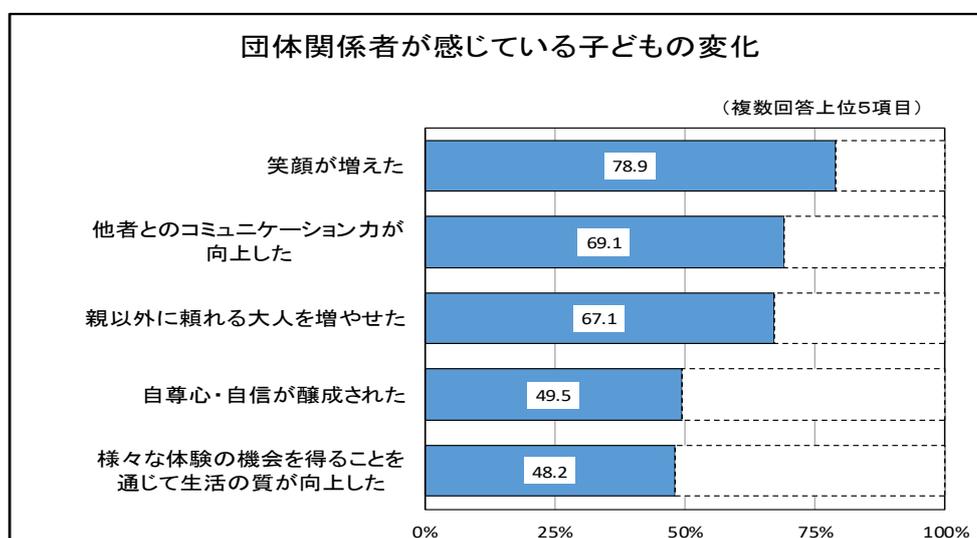
### 【子ども食堂】

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みを行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含みます。以下単に「子ども食堂」と言います。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。

〔平成30年6月28日付 厚生労働省子ども家庭局長、同省社会援護局長、同局障害保健福祉部長、同省老健局長通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」より〕

また、2018年度に内閣府が実施した調査によると、子供の貧困に関する支援活動を行った結果、多くの支援者が「笑顔が増えた」、「他者とのコミュニケーションが向上した」と子どもの変化を感じており、子どもの居場所が子どもにより影響をもたらしていることが示唆されます。



（内閣府「平成30年度（2018年度）子供の貧困に関する支援活動を行う団体に関する調査報告書」より作成）

## 5 現状と課題のまとめ

県では計画策定後、計画で定めた主要施策に基づき施策を展開してきており、一部、制度の利用率が低いなど、事業実施上の課題があるものの、大部分の施策は順調に実施されてきました。

しかし、子どもをとりまく現状は依然として厳しい状況です。

### 【子どもをとりまく現状 まとめ】

- 生活保護世帯の子どもや児童養護施設などに入所する子どもたちは、その生まれ育った環境によって将来の選択肢が限定されている傾向が見受けられます。（P8～9参照）
- ひとり親世帯の相対的貧困率は50%を超えており、親が就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。（P4、16参照）
- ひとり親世帯の中でも特に母子世帯は、育児などの都合から就労が不安定な状況や、女性の平均的な収入が同年代の男性の収入を下回っているなど、就労面や経済面において、困難な状況に直面しています。（P15参照）
- 一方、子どもと大人2人以上の現役世帯に目を向けると、相対的貧困率が10%程度で推移しており、改善が進んでいないことが分かります。（P4参照）
- また、生活保護世帯やひとり親家庭は、生活保護や児童扶養手当などの支給を通じて、行政とつながっているため把握しやすいが、それ以外の個別の事情で生活困窮に陥っているケースでは、そもそも把握が難しく、様々な支援の手立てがあっても、適切な支援につながっていないと、国の有識者会議で指摘されています。（※）

県では有識者や子どもの視点を県の対策に反映させるために、平成28年に「かながわ子どもの貧困対策会議」及び「同 子ども部会」を設置しました。同会議における様々な議論の結果をとりまとめたものとして、同会議から「県に対する新たな取り組みの提案」が提出され、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことや、親の妊娠、出産を経て乳幼児期から学童期、青少年期から若者へと成長するまで、ライフステージに応じた継続的な支援が必要であることなどが指摘されました。

さらに、近年、外国につながる子どもや障がいのある子ども、虐待などの問題を抱える家庭の増加が見られるなど、子どもをとりまく状況は多様化してきています。（P12、13参照）

国においても、令和元年6月19日付けの法改正で、法律の基本理念に、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されたところです。

貧困の状況にある子どもたちが、ロールモデルの不在や親の支援の欠如により、学びや生活の習慣がうまく獲得できない環境や、家計が苦しく、進学など将来への希望が持てない状況にあることなどが、子どもの支援者から指摘されており（P6参照）、「将来への『あきらめ』」の気持ちを持ってしまうことが懸念されます。

こうした状況を踏まえて、今までよりも幅広い視点で対策に取り組む必要があります。

※「今後の子どもの貧困対策の在り方について」令和元年8月子どもの貧困対策に関する有識者会議（内閣府）

## 経済的困難をもたらす要因の一例

[親の状況]

- ・ 景気低迷（解雇・不就労）
- ・ 非正規労働（低賃金、不安定な収入、ダブルワーク・トリプルワーク）
- ・ 離婚（養育費の未払い問題）
- ・ 怪我・病気（生活費の不足、精神的不安定）
- ・ 育児（時間的制約など）により就業が困難
- ・ 親自身もロールモデルがなく、社会から孤立など、多種多様...

